

荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年7月16日

荒川区長 滝 口 学

荒川区規則第63号

荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第1条 荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年荒川区規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育所の職員） 第16条 （略） <u>2 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（条例第26条第5項に規定する基準を満たす者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第5項、第11項又は第12項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 1 から4まで （略） 5 <u>第16条第1項</u>に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ	（保育所の職員） 第16条 （略） 附 則 1 から4まで （略） 5 <u>第16条</u>に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が

、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第16条第2項、附則第11項又は第12項の規定により保育士とみなされる者及び第16条第2項ただし書の規定による支援を行う者を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 6から12まで （略） 13 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第16条第2項、附則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>第16条第1項本文の規定により算定した保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u> <u>14 第16条第2項及び附則第5項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条2項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 6から12まで （略） 13 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>第16条本文の規定により算定した保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。</u>
---	--

第2条 荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年荒川区規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）<u>第16条第1項</u>の規定は、適用しない。この場合において、改正前の荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	附 則 1 （略） 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）<u>第16条</u>の規定は、適用しない。この場合において、改正前の荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「旧規則」と

施行規則（以下「旧規則」という。）<u>第16条第1項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）</u>は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 <u>3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第16条第1項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の荒川区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第16条第1項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u> <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） <u>7</u> （略）	いう。）<u>第16条</u>の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。 <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> （略）
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。